

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の母）について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成24年9月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成26年3月までは月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成23年3月から平成26年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分）（申立人X1分）
【期 間】自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日
金54万円
2. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料及びその増額分）（申立人X2分）
【期 間】自 平成23年3月11日 至 平成26年3月31日
金265万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金319万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対

して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年4月5日

（仲介委員 嘉本 益巳）